

イスラームにおける障害者に関する議論の諸相

Some Aspects of Discussions of Disabled People in Islam

青 柳 か お る

Kaoru AOYAGI

人文科学研究第149輯抜刷

令和3年12月15日

新潟大学人文学部

Studies in Humanities, No. 149, December 2021.

FACULTY OF HUMANITIES

NIIGATA UNIVERSITY, NIIGATA, JAPAN

イスラームにおける障害者に関する議論の諸相

青 柳 か お る

はじめに

筆者はイスラームの生命倫理に関するさまざまなテーマを研究してきたが、最近とはくにスンナ派における出生前診断の可否および胎児に深刻な障害が確定した場合の中絶の可否などについて研究し(青柳 2019)¹、さらに弱者について研究分野を広げたいと考えた。そこで同性愛者に関する伝統的な解釈および最近のゲイのムスリムたちによる新しい潮流についても検討した(青柳 2020; 青柳 2021)。本稿では、出生前診断や弱者という問題に関連してイスラームにおける障害者というテーマを取り上げたい。第一章ではコーランにおける障害者について触れている章句、第二章では困窮者等を扶助するための喜捨(ザカート、サダカ)、第三章では障害者に関するファトワー(一般信者の質問に対するイスラーム法学者の回答)について分析し、イスラームにおける障害者に関する議論について明らかにしたい。

まずコーランにおける障害者に関する文言の先行研究についてはMorad et. al. 2001; Bazna et. al. 2005; 小村 2013、古典イスラーム神学や法学における障害者についてはRispler-Chaim 2006; Ghaly 2010などがある。さらに現代のエジプトなどのイスラーム圏における障害者の研究に関して、障害者施設等の現地調査を行った報告や研究(山内 2001a; 山内 2001b; 沼田 2003; 長田 2005; 長田 2007; 杉野 2015; Ahmed et. al. 2013; Turmusani 2003など)がある²。本稿では障

¹ 初期胚のES細胞などの再生医療への利用の可否については、青柳 2011参照。またイランの「選択的人工妊娠中絶法」については、細谷 2017参照。

² アラブ・イスラーム世界の国々における障害者に関する具体的なデータや法律、施策、2004年にアラブ・サミットで採択された「アラブ障害者の10年」の行動計画の詳細などについては、長田 2005参照。

害者に関連するコーランの文言の解釈を踏まえた上で、困窮者等のために使用される喜捨を取り上げた後、まだあまり一般に知られていない障害者に関するファトワーを明らかにし、障害者を取り巻く議論を幅広く紹介したい。

第一章 障害者に関するコーランの文言

まず、小村 2013を参照しながら、コーランにおける障害の表現を考察していきたい³。コーランには、目が見えないことに関する表現 (a'mā), 口がきけないことに関する表現 (abkam), 耳が聞こえないことに関する表現 (aşamm), 足が不自由なことに関する表現 (a'raj), 脆弱であることに関する表現 (da'if) などが登場する (Bazna et. al. 2005)。ただし、コーランで使用されているこれらの言葉は比喩的に使用されている場合も多く、「神の声にたいして耳をふさいでいた」や「神の徴を見ることができなかった」など、必ずしもすべての例が現実の障害を指し示しているわけではない (小村 2013, 74-75)。小村は、比喩的なものではなく、現実の障害者に関する章句の中からとくに二つ (48章17節と24章61節) を取り上げている。

1) 「ただし、盲人は (出征しなくても) 罪はなく (laysa 'alā al-a'mā ḥaraj), 足の障害者や病人にも罪はない。誰でもアッラーとその使徒に従う者は、川が下を流れる楽園に入らされよう。しかし誰でも背き去る者は、痛ましい懲罰が

³ ハディース (ムハンマドの言行を伝える伝承) の記述については本稿では扱わないが、たとえば、以下のようなハディースがある。ムハンマドのところに盲目の男がやってきて、誰もモスクへ連れて行ってくれないので家で礼拝することの許可を求め、ムハンマドは許可した。それからムハンマドは、その男に礼拝の呼びかけは聞くことができるのか尋ね、男が「はい」と答えると、「ならばそれに答えよ」と言ったという (ムスリム 2001, 1巻, 441-442)。これは、各人のできる範囲の勤めは怠らないように、ということだと考えられる (小村 2013, 78; Bazna et. al. 2005, 14-15)。一方、このハディース和訳の注によれば、もしその男が教友の中でも長老格であり、ムハンマドがメディナ不在中はしばしばイマーム (礼拝の導師) を勤めたことがあるというイブン・ウンム・マクトームであるとすれば、ムハンマドは彼が集団礼拝に参加することを強く望んだと解釈している。このハディースは、障害者 (盲人) はできる範囲のことを (家で) するようにとも、外出して社会参加するようにとも解釈できよう。なお障害者に関する他のハディースについては、Miles 2002; Bazna et. al. 2005参照。

下されるであろう（コーラン48章17節）⁴。」

この章句では、目が見えない、足が不自由である、病気であるなど、戦闘行為への参加に困難があると思われる者たちには、共同体への義務である聖戦への参加が免除されているのである（小村 2013, 76）。

2) 「盲人でも遠慮は要らない (laysa ‘alā al-‘mā haraj)。また足の身障者でも遠慮は要らない。また病人でも遠慮は要らない。またあなたがた自身も、自分の家で食べても良く、父方の家でも母方の家でも、兄弟の家でも、姉妹の家でも、父方のおじの家でもおばの家でも、母方のおじの家でも、母方のおばの家でも、あなたがたが鍵を持っている（家でも）、あなたがたの友人（の家でも）食べて良い。またあなたがたは、一緒にまたは別々に食べても、咎めはない。それで家に入る時は、アッラーから祝福された良い挨拶の言葉で、人びとに挨拶しなさい。……（24章61節）」

この箇所 intent は、障害者を食卓から締め出してしまう迷信の禁止だと言われている。食事は誰の家で食べてもいいし、誰と一緒に食べなくてもいいのである（小村 2013, 77）。

48章17節は、身体的に障害を負った者に対する社会的義務の免除について述べている。彼らには共同体の成員に課せられる義務が免除されるが、それは罪ではなく、なんら責められるものではない。また24章61節では、障害者を共同体の枠内から排除してしまうことが禁止されている。信徒は誰であっても好きな場所で食事をする事ができる。48章17節は障害者に対する免除規定を、24章61節は障害者の人権に対する保障を述べているのである（小村 2013, 77）。このように、コーランでは障害者は宗教的義務が免除されることや、食卓（共同体）から排除されないことが述べられている。

上に挙げた二つの章句以外にも、コーランには障害者に関する文言が存在する。それらの章句では障害者はどのように述べられているのだろうか。ここで

⁴ コーランの和訳は三田了一訳（ウェブ版）<http://www2.dokidoki.ne.jp/islam/quran/quran000.htm>を参照した。訳語は筆者が若干改変した箇所がある。なお、本稿で参照したウェブサイト最終閲覧日はすべて2021年9月24日。

は、Turmusani 2003, 52に列挙されている、障害者をネガティブに捉えているとされるコーランの章句を検討したい。

「……もし債務者が、精神的に欠けるか幼弱者であり、または自ら口述できない場合は、後見人に公正に口述させなさい。あなたがたの仲間から、2名の証人をたてなさい。2名の男がいなかった場合は、証人としてあなたがたが認めた、1名の男と2名の女をたてる。もし女の1人が間違っても、他の女がかの女を正すことが出来よう。…… (2章282節)」

ここでは精神的障害者および幼い者が契約する際に、口述できない場合は後見人に口述させ、かつ証人をたてるようにと述べられている。これは障害者をサポートするための記述であり、否定的な側面はみられない。

以下の三つの章句は、天国と地獄に行く者たちをそれぞれ健全者と盲人等に譬えている。

「アッラーの導かれる者こそ、導かれた者である。だがかれが迷うに任せた者に対しては、かれの外には決して保護者がいないことを、あなたは知るであろう。われは復活の日に、かれらの顔を俯けにして召集する。見えない者、物言えない者、聞こえない者として。かれらの住まいは地獄である。そして(火勢が)衰える度にわれはかれらのために烈火を加える (17章97節)。』

この章句は終末の日の描写であり、最後の審判の後に地獄に行く者たちについて述べているが、地獄に行く者たちは神の導きが見えないし、聞こえない者として譬えられていると言えよう。

「盲人と正常の目の人とは、同じではない。暗黒と光明も、また(涼しい)影と、(太陽の)灼熱も (35章19-21節)。』

この章句における「盲人と正常の目の人とは、同じではない」とは、不信仰者と信仰者とはという意味である(ジャラルルーディーン 2006, 3巻, 180)。この章句は、信仰と不信仰、楽園と火獄などの比喩とされており(中田 2014, 467, 注1565)、ここでも神の徴や導きが見えない者と解釈すべきだろう。

「その日われは、かれらの口を封じる。するとその手がわれに語り、かれらの足は、その行ったことを立証する。われが望めば、かれらの両目を盲目にすることが出来る。かれらは(天国への)道を先んじようとするが、どうして見

通すことが出来ようか。われが望めば、かれらをその場所で形を変えることも出来る⁵。そうなればかれらは、行くことも帰ることも出来ない(36章65-67節)。」

この章句も終末の日、最後の審判の描写である。神の定めた方法で生前の行いが立証されることが述べられ、続いて天国に行くことは非常に困難であることが、盲人が道を見通すことが難しいことに譬えられている。ただし、現実世界の盲人について述べているわけではない。

さらに以下の章句は、イスラーム教徒と多神教徒(偶像崇拜者)の対比に関する章句である。

「それで、アッラーに対し同類を捏造してはならない。……アッラーは一つの比喩をあげられた。(一人は)ある者が所有する奴隷で、かれは何の力も持っていない。(外は)われが与えた良い報酬を、かれは陰に陽にそれから施している。この両者は同じであろうか。……アッラーはまた二人の比喩をあげられた。一人は唾者(abkam)で、何の力もなく、その主人にとっては重荷であり、何処に遣わしても、善いことをもたらさない。(このような者と)正義を勧め、正しい道を踏む者と同じであろうか(16章74-76節)⁶。」

この章句では、唯一神と同列にはほかの神を崇めることを戒めている。そして多神教徒とイスラーム教徒を、無力な奴隷と施しをする者、主人にとって重荷の唾者と正しい道を歩む者という譬えによって対比させている(Miles 2002, 79)⁷。文字通りには「唾者は主人にとって重荷であり、善いことをもたらさない」という文言があり、この箇所を切り取れば否定的な記述であると言える。しかしこれも譬えの中での記述であり、現実の唾者について述べているのではない。Turmusaniは、この章句について障害者には神の罰、罪があるとしているが(Turmusani 2003, 52)、そのようなことは読み取れず、飛躍のある解釈ではないだろうか⁸。なおイスラーム法学の障害者に関する研究においても、

⁵ 彼らの姿形を醜く変え、の意(中田 2014, 474頁, 注1590)。

⁶ 「正しい道を踏む者」とは信仰者である。一説によれば、この譬えはアッラーであり、唾者は偶像の譬えである。そして前節が不信仰者と信仰者の譬えなのである。ジャラルッディーン 2004, 2巻, 231参照。

⁷ 「本当にアッラーの御許で最悪の罪人とは、(事理を)理解しない聞かない物言わない者である(8章22節)」についても、比喩的に解釈すべきである(Miles 2002, 78)。

宗教的義務を果たすことのできない障害者に対してイスラーム法は概して寛容であり、病気や障害は罪ではなく、試練であるとされている (Rispler-Chaim 2006, 93)。

以上、コーランにおける障害者に関する文言が現れる章句を検討してきた。まず現実世界の障害者に関しては、集団礼拝等の宗教的義務が免除されること、障害者を食卓(共同体)から排除してはいけないこと、契約の際に後見人が必要であることが述べられている⁹。また終末の日や天国・地獄を描写する際に、神の導きが分からない者について、比喩的に目が見えなくなるといった表現が見受けられた。さらに不信仰者についても盲人の譬えが用いられることもある

⁸ この章句に関して、長田は「Turmusani, M. (2003) に引用されたものを抜粋した」として、「コーランの75-76章では障害者は無力なものであり社会のお荷物であるとされ、イスラーム学者サラ・ヤシーンの解釈によると65-67章では障害は神の罰であり障害者と付き合うことは恥であるとされている」とする(長田 2005, 9)。この箇所英文は、「Surah Al Nahl, verse 75-76, refers to disabled people as useless with no power over anything and as burdens on their superiors. Surah Yasin, verse 65-67, refers to impairment as a punishment from God for those who do wrong, leading to the stigma of sin being associated with those with impairments (Turmusani 2003, 53).」であるが、まず「コーランの75-76章」「65-67章」はそれぞれ「コーラン16章75-76節」「36章65-67」とすべきである。Surah (スーラ)とは「章」という意味であり、Surah Al Nahlとは「蜜蜂章」つまり16章であり、Surah Yasinとは人名ではなく、「ヤースィーン章」すなわち36章を意味する。「コーラン16章75-76節は障害者を力がなく、主人の重荷であるとする。36章65-67節は、障害を、誤りを犯した人々への神からの罰だと述べており、障害を持つ人々に関連付けられている罪のスティグマ(恥辱、汚名)へとつながる。」と訳すべきだと思われる。Turmusaniの解釈によれば、障害者には神の罰、罪があるとしているが、障害者と付き合うことが恥とは述べていない。Turmusaniのコーラン章節番号の書き方が不親切であり、また36章65-67節の解釈が、障害は神の罰であるというネガティブなものなので、それに引きずられた和訳になってしまったのだと思われる。

なお、Turmusaniはさまざまな国の障害者の状況を比較した上で、ムスリム諸国の障害者は、多かれ少なかれ先進国のそれと同じ問題を抱えていると結論付けている。しかし言語(アラブ圏)やイスラームの教えによって描かれる厳しいネガティブな態度は、多くの場合、障害者が教育や雇用などの社会の規定から除外されるようにしたと述べている(Turmusani 2003, 54)。

⁹ ムハンマドが盲人に眉をひそめたため、神から警告されたコーランの章句がある。「(ムハンマドは)眉をひそめ、顔を背けた。一人の盲人がやって来(て話が中断され)たためである。あなたにどうして分らうか、かれは清められるかも知れないことが。または訓戒を受け入れて、その教えはかれを益するかもしれないことが。だが何の助けもいない者(財産家)には、(関心をもって)応待する。しかもかれが自ら清めなくても、あなたに責任はない。だが熱心に(信仰を)求めてあなたの許に来た者で、畏敬の念を抱いている者には、あなたは軽視した。断じてそうであるべきではない。本当にこれ(クルアーン)は訓戒である。だから誰でも望む者には、訓戒を念じさせなさい(80章-12節)。」

が、コーラン解釈の際には、障害者という文言があっても比喩であり、現実世界の障害者ではない場合があることに注意しなければならないだろう。

第二章 喜捨による援助

次に障害者への支援に関連するテーマとして、イスラーム教徒の義務とされる五行の一つである喜捨（ザカート；zakāt）と任意の自発的喜捨（サダカ；ṣadaqah）について述べたい。コーランでは信徒は礼拝（サラート；ṣalāt）と喜捨を行うように繰り返し述べられている。

「……正しく仕えるとは、アッラーと最後の（審判の）日、天使たち、諸啓典と預言者たちを信じ、かれを愛するためにその財産を、近親、孤児、貧者、旅路にある者や物乞いや奴隷の解放のために費やし、礼拝の務めを守り、定め喜捨（ザカート）を行い、約束した時はその約束を果たし、また困苦と逆境と非常時に際しては、よく耐え忍ぶ者。これらこそ真実な者であり、またこれらこそ主を畏れる者である（2章177節）」などがある。

まず、ザカートの原意は“浄化”“増加”であり、それが転じて、現世で財の一部を差し出すことにより宗教的罪を浄化し、来世での報酬を増加させる意味合いがある。……ザカートは624年4月に定められた。ザカートの対象となる財産は農産物、金銀、商品、家畜であり、ザカートの率は、……金銀、商品については2.5%、……である。それぞれ財産についてザカートの対象となる最低限の量が定められており、財産を1年以上所有していることが前提となる。ザカートの受給対象はコーラン9章60節¹⁰に明記されており、貧者、困窮者、ザカート管理者、イスラームへの改宗者、奴隷解放のため、負債者、アッラーの道のために努力する者（戦士など）、旅行者の8項目の対象にのみ使用されねばなら

この章句の中田監修の注によれば、多神教徒の有力者に話しているときに盲目の信徒がやってきて質問した時、ムハンマドが眉をひそめたという（中田 2014, 633, 注2148）。ムハンマドは、盲人が話しかけてきたことが布教のさまたげになるとして眉をひそめたため、信仰を求める者を軽視してはならないと神に警告されている。ここではムハンマドが有力者に布教活動をしており、盲人かどうかという点ではなく、有力者で財産を持っているか否かが問題となっているのではないだろうか。

ない。ザカートはイスラーム政府のザカート徴収機関もしくはイスラーム諸機関などで徴収され分配される(森 2001a)。

一方、サダカとは、自発的喜捨である。財の喜捨ばかりではなく、より広い意味で慈善行為一般をさす。コーランのなかでは、ザカートとサダカの意味がはっきりと区別されていないので解釈に注意を要する。……サダカの対象者はコーラン2章215節¹¹、2章273節¹²、9章60節¹³によると、まず自分の家族、扶養者であり、次いで親族、貧者、困窮者、寡婦、孤児、債務者、旅行者、イスラーム布教者などであり、最後には救助を必要とする一般の人びととなる。犯罪者および多神教徒や敵対者に対してもサダカを施すことは許されている。サダカは金品の施しのほか、他人を助けるための時間や尽力、親切な言葉、病人の見舞い、知人の葬儀への参列、遺族への慰めなどすべての慈善行為である。……イスラーム社会ではサダカを通して相互扶助の精神が実践されている(森 2001b)。

以上のように、ザカートは一年間所有していた財産に課される税のようなものであるが、サダカは個人が任意で慈善団体もしくは困窮者に金品を渡したり、広く慈善活動を行うことである。現代のイスラーム世界では、サウジアラビアなど一部の国ではザカートが税として徴収されているが、多くの場合、喜捨とは、ザカートという名前であっても任意の喜捨であるサダカの意味で用いられているようである¹⁴。

以下に引用するエジプトの事例は、個人が障害者に直接施すサダカとしての

¹⁰ 「施し(サダカ)は、貧者、困窮者、これ(施しの事務)を管理する者、および心が(真理に)傾いてきた者のため、また身代金や負債の救済のため、またアッラーの道のために(率先して努力する者)、また旅人のためのものである。……(コーラン9章60節)」

¹¹ 「……あなたがたが施してよいのは両親のため、近親、孤児、貧者と旅路にある者のためである。本当にアッラーはあなたがたの善行を、何でも深く知っておられる(2章215節)」

¹² 「(あなたがたの良い施しは)アッラーの道に、専従しているため、大地を闊歩出来ない困窮者のため(のものである)。……(2章273節)」

¹³ 9章60節はサダカの記述であるが、ザカートとも解釈されるようである。

¹⁴ リビア、マレーシア、パキスタン、サウジアラビア、スーダン、イエメンはザカート徴収が義務付けられている(Powell 2009, 101, Appendix A)。サウジアラビアのザカートについては福田 2000参照。イランの税金は直接税と間接税から成っており、シャリーアに基づいて国がザカートを徴収して、貧者に配分するといったことにはなっていない(田中 2013, 53)。

喜捨である。喜捨をした人は、障害者を助けるだけでなく自分自身も善行を積み、来世で天国に行くことができると考えられている¹⁵。

JICA（国際協力事業団）技術協力専門家として、エジプト¹⁶の社会保険・社会問題省に勤務していた山内信重氏は、エジプトで障害者の施設等の調査を行い、障害者を取り巻く問題について喜捨という要素を考慮しながら、以下のよう¹⁷に考察している。

エジプトでは、明日の食べ物をいかに確保するか、生活必要物資や現金をどうやって得るかということこそが、障害者を含めて庶民が直面している大きな問題である。貧しい階層の人たちが事故で片足切断となった場合、義足をつけて働くよりも片足切断を自己のPR材料として路上で物乞いをしたほうが、イスラームの教えに従って喜捨の精神があるこの国では、確実に現金を得ることができる。貧困層の人たちが、月給100ポンド（1ポンド＝約30円）の職に就くことは非常に難しいが、物乞いをして1日に10ポンドを得ることは、イスラームの教えに従って喜捨の精神があるこの国では、いとも簡単なことなのである。（山内 2001a）。

障害者施策に関連した各種制度は書面上整っているが、実際にそれらの制度を運用することができていない。その原因として、財政難のほかに社会慣習的あるいは宗教的要因が大きく介在していると考えられる。社会的弱者は、イスラームの教えにより富める者からの施しを得て、家族や周辺の人々が面倒をみるという考え方が一般的であるため、障害のあるなしにかかわらず、何か困ったことがある人々自身に「自立した社会生活をめざす」という発想がなく、人

¹⁵ 「また主の御顔を求めて耐え忍び、礼拝の務めを守り、われが糧のために与えたものの中から、陰に陽に施し、また善によって悪を退けるような者は、（善）果の住まいを得る（コーラン13章22節。）」また「物乞いする者や耐乏する者のために（施す者）（70章25節）」は天国に行くことができるとされている。

¹⁶ エジプトの障害者については、沼田 2003; 「情報アクセシビリティの改善による障害者の社会参画促進プロジェクト（署名日2018年12月3日）」
<https://www.jica.go.jp/project/egypt/009/index.html> 参照。

¹⁷ イランの障害者法については細谷 2011、イランにおける障害者問題専門家とのインタビュー調査については長田 2007、ヨルダンにおける障害者に関する一般人の意識調査については杉野 2015参照。

に頼って自身の生活を営むことがごく一般的である場合が多い(山内 2001b)。

イスラームの喜捨によって、障害者が自立して働くことなく、物乞いなどをしながら生活費を得ることは可能なようである。しかし、喜捨が障害者の自立という精神が妨げられている一因にもなっている可能性があるという。

経済的に恵まれた家庭に住む障害のある子どもたちは、民間施設や団体に高額な利用料を支払うことで、日本や他の先進国と同等、あるいはそれ以上のリハビリテーションや必要な社会サービスを受けることができる。一方、貧しい家の障害のある子どもたちの大半は、何らのサービスも受けずに自宅やその周辺で終日過ごす場合が多い。政府の財政難を理由に、公立の障害者関連施設はすべて民営化されており、資金力による施設間のサービス内容の格差は、ますます拡大する一途にある(山内 2001a)¹⁸。

富裕層の障害者の場合は高度なサービスを受けられる施設に入ることができ、職業訓練を受けたりして自立を目指すことも可能であろう。しかし貧困層の場合は、ほとんど放置に近い状態か、低いサービスを受けることになってしまう。おそらく障害者施設には寄付(喜捨)が寄せられていると思われるが、まだ資金は足りていないようである。

¹⁸ なおエジプトにおける障害者施設として、「カリタス・エジプト (Caritas Egypt)」がある。カリタス・エジプトは、カトリックの慈善団体のネットワークであるカリタス国際連合に加盟しており、キリスト教の価値観に基づいて行動し、人種や宗教に関係なく、世界中の貧しい人々、脆弱な人々、排除された人々と協力しているという。詳細はホームページ参照。<https://caritas-egypt.org/en/> またカナダ出身のジャン・バニエによりフランスに設立された「ラルシュ (l'Arche)」の支部に、エジプトのアレクサンドリアとミニヤの施設がある。ラルシュは、知的な障害があるメンバーとアシスタントが共同生活を行い、宗教宗派を問わない「祈りの共同体」を展開しているという(ラルシュについて詳しくは、寺戸 2018参照)。ラルシュのホームページによれば、38か国に施設があり、中東ではエジプトのほかシリア(ダマスカス)、パレスチナ(ベツレヘム)に施設があるという。<https://larche.org/en/web/guest/welcome>参照。

第三章 障害者に関するファトワー

続いて、サウジアラビアの法学者シャイフ・ムハンマド・サーリフ・アル＝ムナッジド (Shaykh Muhammad Salih al-Munajjid) が監修するファトワー提供ウェブサイト, Islam Q&Aを参照し、障害者に関するファトワーを見てみよう¹⁹。

「なぜアッラーは精神障害者を創造されたのか (Why Allaah creates mentally disabled people)²⁰」2000年9月9日付、回答者: シャイフ・アブドゥッラフマーン・アル＝バッラーク (Shaykh ‘Abd al-Rahman al-Barrak)。

質問: なぜアッラーは精神障害者を創造なさったのですか?²¹

回答: イスラームの基本的な原則の一つは、神が創造したもの、神が意志し、命令したことにおける神の知恵を信じることである。神は無駄になにかを創造することはなく、神の下僕 (人間) にとって益にならないことを命じないという意味において。すべての存在するものは、神の意志と命令である。「アッラーは凡てのものの創造者である (コーラン13章16節)。」

……神は彼の下僕を、身体と精神、強さにおいて異なるように創造した。ある者は豊かにし、ある者は貧しくし、ある者は健康に、ある者は病気に、ある者は賢く、ある者は愚かに創造した。彼の知恵によって、彼は彼らを試しているのである。そしてある者にはほかの者とは違う手段によって試している。誰が感謝し、誰が感謝しないのかを示すために。「われは、人間に (正しい) 道を示した。感謝する者 (信じる者) になるか、信じない者になるか、と (コーラン76章2-3節)。」「(かれは) 死と生を創られた方である。それは、あなたがた

¹⁹ “disabled” 等で単語検索を行い、関連するファトワー一覧を調査したところ、障害者と無関係なファトワーも多くヒットしたため、適宜なものを選択した。礼拝や断食などの宗教的義務を行うことができないがどうすればいいかといった質問が多く寄せられていたが、五行に関するファトワーは本稿では取り上げなかった。

²⁰ <https://islamqa.info/en/7951>

²¹ 悪、痛み、障害はなぜ存在するのかという神学的問題については、Ghaly 2010参照。アシュアリー学派は神の全能性によるとする。ムッタズィラ学派は神のある種の正義と知恵によるとし、人間もしくは神によって引き起こされる災難には神の目的があるとする。また両者の中間の立場もあり、神の全能性は神の正義や知恵を犠牲にしてまで強調されすべきではないし、その逆も同じであるとする (Ghaly 2010, 55)。

の中誰の行いが優れているのかを試みられるためである(67章2節)。」

もし健全な信仰者が障害者を見れば、彼は神が彼に与えた祝福を認識するだろう。そして彼は神の祝福に感謝し、神に健康を求めるだろう。……人々は神の知恵を把握することは不可能である。神は神がすることに関して問われることはありえない。人間が問われることはあっても。……

以上の回答では、神は健康な者と不健康な者を創造したが、それを含めてすべては人間には計り知れない神の知恵によって創造されたという。そして不健康な者に対しては神が試しているとしており、健康な者は神に感謝しなければならないとする。

「神が子どもに災難を運命づけるのはなぜか？ (Allaah decrees disasters for children-why?)²²」2009年4月11日付、回答者：シャイフ・ムハンマド・サーリフ・アル＝ムナッジド。

質問：……神が(人間を)試しているという信条は理解しました。……子どもも試されているのでしょうか？……なぜ神は無実な者に害を与えているのでしょうか？

回答：(神の知恵は我々には計り知れないという内容が述べられた後)すべての病気や障害は必ずしも罰ではない。むしろそれは子どもの両親への試練なのである。それによって神は彼らの悪行を償っている。または彼らがこの試練に忍耐をもって耐えるならば、神は彼らを天国の地位まで高めてくれるのである。もし子どもが成長すれば試練は彼も巻き込むだろう。そしてもし彼が忍耐と信仰によってそれに耐えるなら、神はその忍耐のために、数えきれない報酬を用意してくれるだろう。「よく耐え忍ぶ者は本当に限りない報酬を受けるだろう(コーラン39章10節)。」

……試練に耐えた者の忍耐は、神によって無駄にされることはない。この世で試練を与えられなかった者は、災難を忍耐によって耐えた者が(天国で)与えられる高い地位を見た時、同じような災難をこうむりたかったと願うだろう。「われは、恐れや飢えと共に財産や生命、果実の損失で、必ずあなたがた

²² <https://islamqa.info/en/answers/13610>。

を試みる。だが耐え忍ぶ者には吉報を伝えなさい(2章155節)。「なにか喜ばしいことがあってアッラーに感謝すれば、そのことで良いことが生じ、また、困難があっても忍耐すれば、そのことで良いことが生ずるのである(ムスリム2001, 3巻, 807)。」

このことから明らかなように、無実に見える者たち、そしてすべての人々に降りかかる災難は、必ずしも罰ではないのである。むしろそれは神からの恩寵かもしれない。しかし我々の心と理性は不完全であり、このような事柄において神の知恵を理解することができないことが多い。……

このファトワーによれば、アッラーの知恵は人間には計り知れないものであり、我々には災難に見えることも、それに耐えれば天国で高い地位を与えられるという。障害児にとってもその両親にとっても、障害は罰ではなく試練であり、恩寵である可能性もある²³。そして困難に耐えれば天国に行けるといのである。先に引用したファトワーと同様、神の絶対性と神への信頼が重視された回答と言えらるだろう。

次に、障害者の介助や障害者との結婚に関する三つのファトワーを紹介したい。

「重度の精神障害の男性をケアする(訪問介護の)女性に関する規則(Rulings Pertaining to Woman Taking Care of Severely Mentally Challenged Man)²⁴」2012年7月25日付、回答者不明。

質問:……入浴などでこの男性を触る時などに、この男性に接することによって、私の礼拝前の浄め(ウドゥー)が破られるのではないかと心配しています。……

回答:……あなたの仕事に関して、それは原則としては許されるが、いくつかの規則について述べるのが適切だろう。

²³ パキスタンでダウン症の子どもを持つイスラーム教徒の親30名にインタビューを行ったところ、すべての親は、宗教的枠組みの中でダウン症を持つ人々の存在を説明したという。ほとんどの親は、ダウン症の子どもの誕生を「神の意志」として肯定的に語り、子どもへの愛情と神への感謝を表明した。両親の大部分は、ダウン症を持つ子どもを「神からの贈り物」と説明した(Ahmed et. al. 2013)。

²⁴ <https://islamqa.info/en/177015>

1) 恥部(アウラ)についての原則に関して、それを覆いなしに見たり触ったりすることは許されない。もし彼の私的な箇所を洗う時には、あなたはそれを覆い、見ないようにして、手袋をして洗うようにすべきである。手袋はあなたの手が不潔になることから守ってくれるだろう。

シャイフ・アブドゥルアズィーズ・ビン・バーズらから構成される常任委員会(the permanent committee)の回答を紹介しよう。

質問：三人の兄弟がみな障害者です。長男は25歳ですが、障害があるため自分を洗うことができません。彼のアウラに注意しながら、母親か私が兄を洗うことは許されますか。

常任委員会の回答：あなたが障害者を入浴や他の方法できれいにすることは許されていますが、アウラを覆い、布などの後ろから洗い、手を汚さないように手袋をしながらにしてください。あなたは障害者の兄たちの世話をするために、あなたができることすべてをするべきです。神はよくやっている者の報酬が浪費されることをお許しにならない。

2) 女性に対して欲望を感じない精神障害者は、以下のアッラーの言葉に含まれる。「また性欲を持たない供回りの男(24章31節)。」女性は、自分のマフラム(結婚できない近親者)の前で通常あらわにするとところ、つまり頭、顔、前腕や足を、彼らの前であらわにできる。……

3) あなたの仕事に関して、もしあなたがアウラを見たり触ったりする必要があるなら、それは切迫した必要があるから許される。医師がもし必要ならアウラを見たり触れたりするように。……

4) もしあなたが男性を洗う目的で男性を触る場合、アウラを直接触るか、ほかの部分に触るかを我々は区別する。直接アウラを触ることは、ウドゥーを無効にする。ほかの体の部分に触る場合はそうではない。……

5) 我々は、女性は女性の世話をし、男性は男性の世話をすべきだと考える。それゆえ、もし女性をケアする仕事を見つけられれば、そのほうが間違いなくベストだろう。

この質疑応答では、女性が男性の障害者を入浴させる時などに、男性のアウラを触ってよいかどうかという点が大きな問題になっている。アウラに触れる

とウドゥーは無効になり、可能なら男性が男性を介助すべきだとされている。ここにはイスラームの男女の隔離²⁵の考え方が見受けられる。男女を分ける理由は、姦通(zinā)²⁶を防ぐためである。また一生懸命介助した者には神からの報酬があるとされる。さらに障害者の介助に関するファトワーを続けたい。

「彼女は障害のある弟の世話をしており、彼女の両親は彼女が結婚することを望んでいる (She is taking care of her disabled brother and her parents want her to get married)²⁷」2000年9月17日付、回答者：シャイフ・ムハンマド・イブン・アブドゥッラー・アル＝ドゥワイシュ (Shaykh Muhammad ibn ‘Abd-Allaah al-Duwaysh)。

質問：私には重度の障害を持ち、フルタイムのサポートと注意が必要な弟がいます。両親は私に結婚してほしいと望んでいますが、私は弟ととても仲が良く、彼と離れることは耐えられません。また私の両親はあまり健康状態がよくなく、私がいないと対処できません。……

回答：あなたは弟の世話をすることによって善行を行った。しかし、結婚はスナナ(預言者ムハンマドの慣行)である。いくつかの解決策があるだろう。あなたの弟の世話をするために誰かを雇う余裕がある場合、これはよいだろう。または、彼のケアの全部または一部を助けてくれる人を探そうとできれば、これもよいだろう。または、あなたが結婚し、弟の世話を続けられるように弟も一緒に住んでもらうこともよいだろう。またはあなたが弟の世話をするために両親と一緒に実家に住むことを条件に結婚に同意する人を見つけ、あなたの夫があなたを訪問したり、あなたが時々彼を訪問することもよい考えかもしれない。

²⁵ 以下のコーラン、ハディースの文言が男女隔離の根拠の一部である。「もしおまえたちが預言者の妻にものを頼むときには、カーテン(ヒジャーブ)の裏から求めよ。それが、おまえたちや彼女たちの心のためにもっとも清浄なことである。おまえたちは神の使徒を苦しめてはならない(コーラン33章53節)」、「男と女は二人きりになってはいけない。三人目に悪魔がいる(ティルミズイー編纂のハディース集1171, 2165など)」<https://sunnah.com/tirmidhi:1171>; <https://sunnah.com/tirmidhi:2165>参照。

²⁶ 姦通罪はコーランとハディースに基づき、既婚者の場合は石打ち刑(死刑)、未婚者の場合はむち打ち刑が定められている。

²⁷ <https://islamqa.info/en/answers/7645/>

しかしこれらの解決策がどれも簡単ではなく、結婚を遅らせることがあなたにフィットナ（誘惑）を引き起こさないなら、（結婚しなくても）あなたに罪はない。しかしあなたがフィットナにさらされることを恐れるなら、結婚したほうがよい。弟に奉仕することは義務ではなく、自発的な善行である。

このファトワーは、自分が結婚して家を出た場合、障害者の弟を両親が世話することが困難であり、結婚をためらっているというケースである。誰かを雇って世話してもらうか、結婚後も質問者が弟を世話するなどの解決策が挙げられているが、最終的には結婚したほうがよいという。結婚はムハンマドのスナナであり、信徒はスナナに従うことが望ましいし、また結婚しなければ（性的）誘惑に負けて、姦通の恐れがあるからである。残された家族については触れられていないが、子どもを扶養することは父親の役割であるから、両親が介助者を探すなどの解決策を見つけなければならないのではないだろうか。次に障害者との結婚に関するファトワーを見てみよう。

「彼は身体障害者の女性と結婚したいが、両親に反対されている（He wants to get married to a woman whom his parents rejected because of a physical defect in her）²⁸」2011年4月1日付、回答者不明。

質問：身体障害者の女性と結婚したいのですが、両親に反対されています。

回答：1）男性は、信仰深くて性格がよい女性を選ぶべきである。預言者は以下のように言われたからである。「女性は次の四つの理由を基に、結婚の対象とされる。それらは、彼女の財産、彼女の血統、彼女の美しさ、そして彼女の信仰である。それ故、信仰深い女性を得るようにしなさい……（ムスリム2001、2巻、501）。」彼は病気または身体障害または精神障害を持つ女性と結婚するかもしれないが、彼は選択する権利があるのだから、彼しだいなのである。

2）彼はプロポーズしたい女性について、両親に結婚の許しを求めるべきである。……もし彼の両親が結婚に反対したら、彼女と結婚しなければ彼がハラーム（禁忌）に陥る恐れがない限り、両親に従うべきである。……しかし、もし彼がこの女性とともにハラームに陥る恐れがあるなら、両親に従うよりも

²⁸ <https://islamqa.info/en/147100>

邪悪を避けるほうが優先される。もしあなたがこの女性と結婚したいなら、なぜ彼女を選ぶのか理由を両親に説得すべきである。もし彼らが同意すれば、神に称えあれ。もし彼らが拒否したら、彼らに従うほうがあなたにとってよいのである。……

この回答では、回答者は障害者の女性との結婚に賛成も反対もしていない。信仰深い女性と結婚すべきだとし、男性に相手を選ぶ権利があるとしながらも、男性と両親との話し合いを勧めている。そして両親が障害を持つ女性との結婚に反対する場合は両親の意見に従うべきだとしており²⁹、両親が反対した場合、女性は障害のために結婚できなくなってしまう。しかしながら、ハラーム（この場合は姦通）を避けることがなによりも重要であるとされ、最終的には両親の意見ではなく男性の意見が通る可能性が残されている。

以上、障害者に関するファトワーを参照してきたが、まずなぜ神は障害者を創造されたのかという問いには、障害は人間には計り知れない神の創造であり、それを乗り越えれば天国に行くことのできる試練であるとされる。また男性の障害者の世話をしている女性の介助者、障害を持つ弟の世話を心配して結婚に踏み切れない女性、障害者との結婚を両親に反対されている男性からの質問に対するファトワーを検討したが、男女の隔離や姦通の禁止といったイスラームの教えから問題を解決しようとする法学者の姿勢を見ることができた。

²⁹ コーランでは親孝行が説かれている。「……また両親に孝行しなさい。もし両親かまたそのどちらかが、あなたと一緒にいて老齢に達しても、かれらに荒い言葉を使わず、親切な言葉で話しなさい。そし敬愛の情を込め、両親に対し謙虚に翼を低く垂れ（優しくして、『主よ、幼少の頃、わたしを愛育してくれたように、2人の上に御慈悲を御授け下さい。』と（祈りを）言うがいい（17章23-24節）。」

結 論

本稿では、障害者について三つの側面から分析してきた。まずコーランには障害者を比喩的に「神の徴が見えない者」とすることもあるが、現実世界の障害者に関する否定的な記述はない。障害者は自分の可能な範囲で宗教的義務に励めばよいとされている。またファトワーや神学、法学では、障害は神からの罰ではなく試練と解釈されている。

さらにイスラームには義務的喜捨と任意の自発的喜捨があり、弱者の救済が重視されている。しかし現実的には、エジプトの事例のように、貧困層の障害者は喜捨を頼りに最低限の生活を送ることで精一杯であり、自立した生活を目指すという考えは育っていないようである。

一方、Islam Q&Aのファトワーを見ると、障害は神からの罰ではなく人間には計り知れない神からの試練であるとされている。また女性が男性の障害者の介助をする際の注意（アウラを見たり、直接触れない）や、障害を持つ弟を残し女性が結婚することの可否、障害者と結婚する際の親の説得などの質問が寄せられ、男女の隔離や姦通の禁止、親孝行などの教えに則った回答が見られた。どの回答においても姦通につながるかどうかという視点が取り入れられており、イスラームでは姦通の禁止が非常に重要であることが伺える³⁰。今後は障害者の子どもを育てる家族や、障害者の自立を目指す活動について研究していきたい。

* 本稿は科学研究費補助金基盤研究 (C) 課題番号19K00077による研究成果の一部である。

³⁰ なお管見の限り、Islam Q&Aでは障害者の介助における身体的、精神的な負担に関して正面から受け止めたファトワーは見当たらなかった。大家族における介助が想定されているのかもしれない。

参考文献

- Ahmed, Shenaz, Louise D. Bryant, Mushtaq Ahmed, Hussain Jafri, and Yasmin Raashid 2013. "Experiences of Parents with a Child with Down Syndrome in Pakistan and Their Views on Termination of Pregnancy," *Journal of Community Genetics*, 4(1), 107-114.
- Bazna, M.S. and T.A. Hatab 2005. "Disability in the Qur'an the Islamic Alternative to Defining, Viewing, and Relating to Disability," *Journal of Religion, Disability & Health Care*, Vol. 9(1), 13-23.
- Ghaly, Mohammed 2010. *Islam and Disability: Perspectives in Theology and Jurisprudence* (Routledge Islamic Studies Series), London & New York: Routledge.
- Miles, M. 2002. "Some Historical Texts on Disability in the Classical Muslim World," *Journal of Religion, Disability & Health Care*, Vol. 6(2-3), 77-88.
- Morad, M., Y. Nasri, and J. Merrick 2001. "Islam and the Person with Intellectual Disability," *Journal of Religion, Disability & Health Care*, Vol. 5(2-3), 65-71.
- Powell, Russell 2009. "Zakat: Drawing Insights for Legal Theory and Economic Policy from Islamic Jurisprudence," *University of Pittsburgh Tax Review*, 7(43), 43-101.
- Rispler-Chaim, Vardit 2006. *Disability in Islamic Law* (International Library of Ethics, Law, and the New Medicine Book 32), Dordrecht: Springer.
- Turmusani, Majid 2003. *Disabled People and Economic Needs in the Developing World: A Political Perspective from Jordan*, London & New York: Routledge.
- 青柳かおる 2011. 「イスラームの生命倫理における初期胚の問題——ユダヤ教、キリスト教と比較して」『比較宗教思想研究』第11輯, 1-21.
- 青柳かおる 2019. 「イスラームにおける出生前診断——スンナ派を中心に」『人文科学研究』第145輯, 1-16.
- 青柳かおる 2020. 「イスラームにおける同性愛——伝統的解釈を中心に」『人文科学研究』第147輯, 1-19.
- 青柳かおる 2021. 「イスラームの同性愛における新たな潮流——ゲイのムスリムたちの解釈と活動」『比較宗教思想研究』第21輯, 1-24.
- 小村優太 2013. 「イスラームにおける障害の表現」*UTCP Uehiro Booklet*, 2, 73-87.
- ジャラルッディーン・スユートイー, ジャラルッディーン・マハッリー (中田香織訳) 2002-2006. 『タフスィール・アル=ジャラーライン——ジャラーラインのクルアーン注釈』(全3巻) 日本サウディアラビア協会.

- 杉野寿子 2015. 「ヨルダンにおける障害に関する意識調査——近年の意識傾向を探る」『社会福祉科学研究』第4号, 139-153.
- 田中民之 2013. 「中東情勢分析 中東諸国の法律・司法制度——歴史的パースペクティブから (6) イラン」『中東協力センターニュース』第37巻6号, 49-55.
- 寺戸淳子 2018. 「市民社会における〈ラルシュ〉共同体運動の意義——「権利」と「祝祭」」『宗教と社会貢献』第8巻1号, 55-73.
- 中田考 (監修) 2014. 『日亜対訳クルアーン』作品社.
- 長田こずえ 2005. 『アラブ・イスラム地域における障害者に関する重要課題と障害者支援アプローチに関する研究』(平成16年度 独立行政法人国際協力機構 客員研究員報告書) 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所.
- 長田こずえ 2007. 「イランの障害者対策」『ノーマライゼーション 障害者の福祉』2007年5月号, 50-53.
- 沼田千好子 2003. 「エジプトの知的障害児者とCBR」『ノーマライゼーション 障害者の福祉』2003年7月号, 41-43.
- 福田安志 2000. 「サウジアラビアにおけるザカートの徴収——イスラームの税制と国家財政」『イスラム世界』第55号, 73-93.
- 細谷幸子 2011. 「イラン・イスラーム共和国「総合的な障害者権利支援法」」『イスラム世界研究』第4巻1-2号, 435-440.
- 細谷幸子 2017. 「イランの「治療的人工妊娠中絶法」をめぐる議論」『生命倫理』第27巻1号, 72-78.
- 三田了一 (訳) 1983. 『日亜対訳・注解 聖クルアーン』日本ムスリム協会.
- ムスリム (磯崎定基・飯森嘉助・小笠原良治訳) 2001. 『日訳サヒーフ・ムスリム』(全3巻) 日本ムスリム協会.
- 森伸生 2001a. 「ザカート」『岩波イスラーム辞典』岩波書店 (CD-ROM版).
- 森伸生 2001b. 「サダカ」『岩波イスラーム辞典』岩波書店 (CD-ROM版).
- 山内信重 2001a. 「ようこそエジプトへ! (1) ——気まぐれ規則下の生活と社会サービス」『ノーマライゼーション 障害者の福祉』2001年9月号, 72-75.
- 山内信重 2001b. 「ようこそエジプトへ! (2) ——CBR活動とこれからの課題」『ノーマライゼーション 障害者の福祉』2001年10月号, 62-65.